

電源開発(株)の民営化について

平成15年2月
経済産業省
資源エネルギー庁

1. 電源開発(株)の概要

(1) 設立 昭和27年9月、電源開発促進法を根拠法とする特殊会社

(2) 資本金 706億円 うち 政府出資 471億円(66.7%)
民間出資(9電力会社) 235億円(33.3%)

(3) 従業員数 3,297名(平成13年度末)

(4) 事業内容等

営業収益(売上高)5,477億円、経常利益369億円 (平成13年度)

[主な事業]

電源開発・卸電力供給事業

保有発電設備(平成13年度末)

水力発電所 58か所 826万kW

火力発電所 8か所 782万kW

計 66か所 1,609万kW

送変電設備の整備事業

保有送変電設備(平成13年度末)

送電設備 2,404km

(北海道・本州間、本州・四国間、関門の連系線等)

周波数変換所 1か所(佐久間) 他

2. 民営化に関する経緯

(1) 電源開発(株)については、特殊法人の整理合理化の一環として、平成9年6月に「5年程度の条件整備期間を置いた後、民営化する」旨閣議決定。

(2) さらに、平成13年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」において、民営化スケジュールを一層明確化し、「平成15年の通常国会を目途に関連法案を国会に提出し完全民営化する」との決定がなされたところ。

同計画においては、「民営化に当たっては、・・更なる財務体質の強化を図る」ことも決定されている。

3. 民営化の実現に向けた対応

上記の閣議決定に則り、今通常国会に電源開発(株)の完全民営化のための法案を提出する予定。

[法案の概要]

(1)電源開発促進法の廃止(本則)

電源開発(株)の設立根拠法の廃止

これにより、特殊法人としての事業・財務・組織面等の規制は全て撤廃。

(2)廃止に伴う経過措置(附則)

電源開発(株)の卸電力供給等に関する措置

従来電源開発促進法の規制体系下にあった同社の卸電力供給等について、同法廃止後は電気事業法の適用を受けることとなるため、電気事業法の体系下に移行を図るための措置。

社債に関する措置

電源開発促進法廃止前に電源開発(株)が発行した社債に対する政府保証等を法廃止後も引き続き有効とする措置。

定款変更に関する措置

円滑な民営移行を図るため、電源開発促進法廃止法の施行に先行して定款変更決議を大臣認可を経ずして行えるよう措置。

財務体質強化に関する措置

民営化の実現に当たって不可欠な財務体質強化の具体的措置として、電源開発(株)の株式公開前の増資等を実施するため、借入金と出資金から成るファンドを形成し同ファンドから同社に出資を行う予定。ファンドは、国有財産(政府保有の電発株式)の出資を受けこうした事業を行うものであるため、その機能を担う法人(株式会社)に関し、次のような必要最小限の規制等を法定。また、同法人の時限性を担保するための各種規定を整備。

- ・ 会社の指定(電発株式の取得・売却事業を行う会社を指定)
- ・ 現物出資(政府は保有する電発株式を指定会社に現物出資できることとする)
- ・ 指定会社の定款変更、事業計画、利益処分、重要財産の譲渡、代表取締役の選定等についての主務大臣(財務大臣及び経済産業大臣)の認可
- ・ 報告徴収・立入検査、改善命令、指定の取消し、罰則等

他法律の改正(財投債務の繰上償還の円滑化措置に伴う改正等)

(3)施行日(公布後6か月以内の政令で定める日)

(参考)

1. 特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月19日閣議決定) [抄]

電源開発株式会社

平成9年6月の閣議決定を踏まえ、平成15年の通常国会を目途に関連法案を国会に提出し、完全民営化する。

民営化に当たっては、現在進められている電気事業制度の見直しの検討の状況、内容に留意するとともに、更なる財務体質の強化を図る。

2. 電源開発(株)の民営化に当たっての財務体質強化策(別紙スキーム図参照)

(1) 他の電力会社等に比し大きく劣後する電源開発(株)の自己資本の充実等を図るため、次のようなファンドを組成。

[ファンドの構成]

借入金	1,000億円程度	
うち	民間金融機関等	500億円程度
	政投銀	500億円程度
出資金	約630億円	
うち	政投銀(現金出資)	160億円
	政府(電発株式現物出資)	471億円

(2)同ファンド(法律に基づき指定された株式会社)は、

平成15年度中に設立。同年度中に、上記の借入金及び政投銀出資金を財源として、電源開発(株)の増資を引き受け。

により取得した電発株式を、できる限り早期に売却。

(この過程で、電源開発(株)は東証一部上場予定。)

同売却益は1回に限り電源開発(株)に再出資することが可能(電源開発(株)が財投債務の繰上償還に当たって支払うこととなる補償金額を上限)。

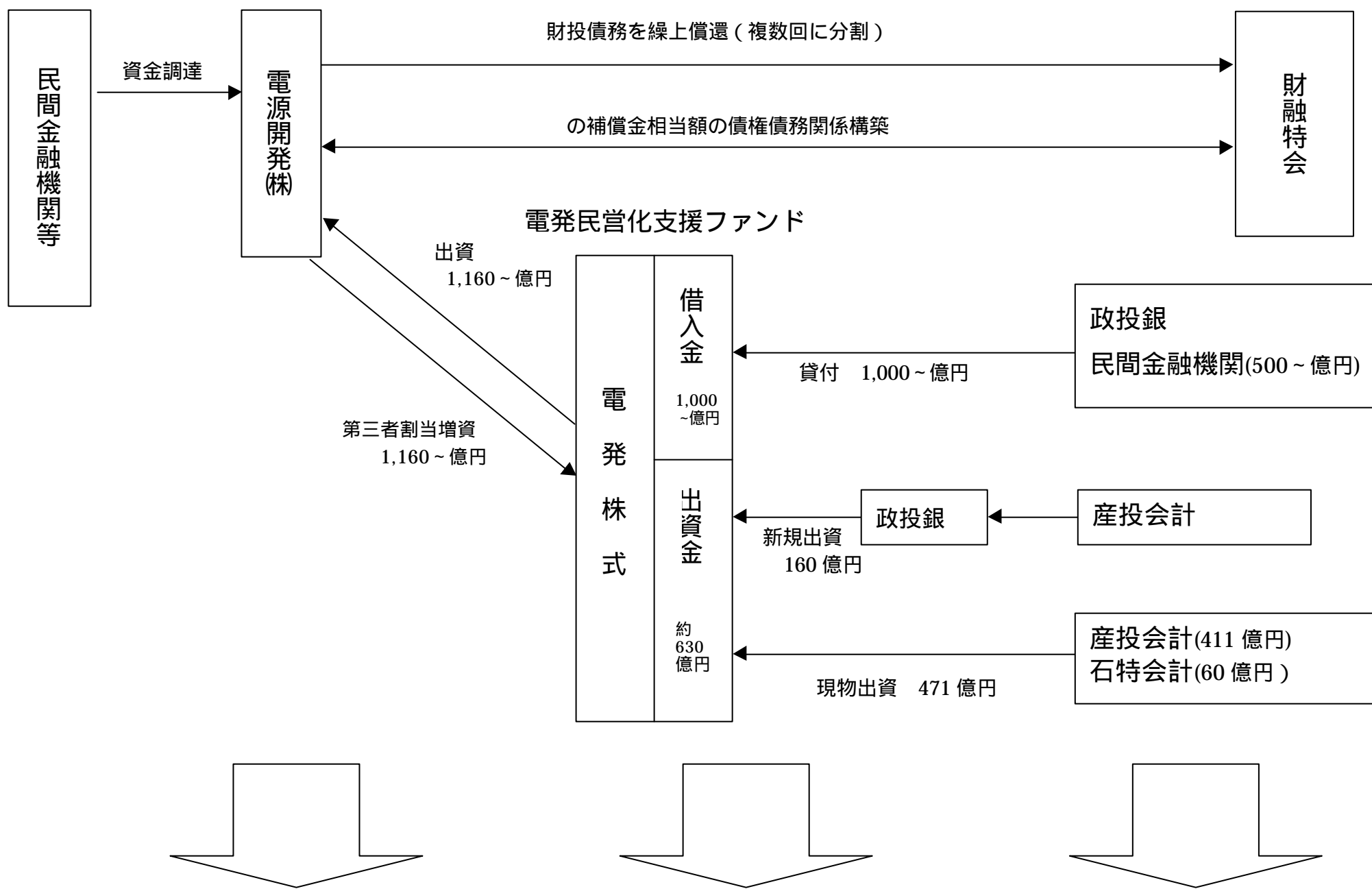
再出資により取得した電発株式についても、できる限り速やかに株式市場で売却した後、(ファンドは)解散。

<注>自己資本比率(平成13年度末)・・電源開発(株) 6.2%

9電力会社平均 17.8%

上記措置により、他の電力会社並みの自己資本比率等を達成。

[ファンドから電発への出資段階]



[ファンドの電発株式売却段階]

